

富田林市農業委員会委員募集要項 (令和8年改選用)

富田林市では、次のとおり農業委員会の農業委員の推薦及び応募を受け付けます。

1 募集人数

農業委員 14名

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

地方公務員法第3条第3項第2号に基づく特別職の非常勤職員（公務員）

（農業委員会等に関する法律第14条に基づき、農業委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。）

4 職務内容

農地の貸借・売買、農地転用許可あるいは農地等の利用最適化の推進等について、総会に出席して審議、判断を行います。また、必要に応じて、農地の現地確認・遊休農地対策・違反転用対応等を行います。

農業委員会総会は原則として、毎月1回（毎月10日前後の午後）開催されます。
その他に各担当地区における農地の現地調査等を行います。

5 委員報酬

月額 22,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令等により農業委員と兼職ができない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (5) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募者の住民票を添えて、郵送又は持参により、富田林市農業委員会まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

※推薦をする者が個人の場合（様式第1号）は、本市に住所を有する農業に識見を持つ3人以上の者からの推薦が必要となります。当該推薦を受けた人数分の申込書を提出してください。

(2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内のもの）

(3) 提出先

（郵送の場合）〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市農業委員会

（持参の場合）富田林市農業委員会事務局（すばるホール4階）

(4) 受付期間

令和8年2月2日（月）から3月2日（月）まで【郵送の場合は期限内必着】

持参される場合は、平日の午前9時から午後5時30分までにすばるホール4階農業委員会事務局まで提出してください。

8 選任方法

市長は、推薦及び応募による農業委員の候補者が募集人数を超えた場合など必要と認めた場合は、「富田林市農業委員候補者評価等委員会」に農業委員の候補者の評価を求めます。（同委員会は、必要に応じて面接等を行う場合があります。）

そのうえで、農業委員の候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで農業委員を任命します。

なお、選任結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

9 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、富田林市ウェブページ等で以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名・職業・年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称・目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名・職業・年齢・性別・経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別

- (6) 推薦を受ける者が富田林市農地利用最適化推進委員への推薦を受けているか否かの別、又は応募する者が富田林市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者の数及びその内の認定農業者等の数
- (8) 応募した者の数及びその内の認定農業者等の数

10 その他

同時に農地利用最適化推進委員に推薦又は応募することはできますが、兼任することはできません。

11 問合せ先

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市農業委員会事務局

電話 0721-25-1000 (内線415)

FAX 0721-20-2072